

木造住宅除却補助の概要

門真市では本市区域内の耐震性の不足している木造住宅の建替えを促進し、もって地震による市内の人的及び物的な被害の軽減を図るとともに、住環境の改善を図るため、木造住宅の除却費用の一部を補助しています。

木造住宅除却補助を受けるには以下の要件が必要となります。

①補助対象者

- (1)固定資産税及び都市計画税を完納している者であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの
- ☐ア 補助対象建築物を1年以上所有している個人所有者又はその相続人
 - ☐イ アに掲げる者から補助対象建築物の贈与を受けた個人所有者であって、当該補助対象建築物が存する土地を1年以上所有しているもの（アに掲げる者を除く。）
- (2)土地の所有者であって、建物収去土地明渡請求により建物当該補助対象建築物の収去が認められた者又はその相続人

②補助対象建築物

- ☐昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（長屋・共同住宅・兼用住宅（住宅以外の部分が1/2未満であること。）を含む。）
- ☐耐震診断技術者※が行う耐震法に基づく耐震診断の結果、評点が0.7未満であること。又は『誰でもできるわが家の耐震診断』に基づき判定した結果、耐震診断問診表の評点の合計が7以下であること。
- ☐これまでに他の要綱等により除却又は改修等の補助を受けていないもの
- ☐都市計画施設及び市街地開発事業の区域内にある場合は、市長が認めたもの

注意点

※耐震診断技術者とは、建築士であってH24年度以降（H25.3.31以前に行われた耐震診断を除く）に開催された、以下の講習会の受講修了者です。

- ・「木造住宅の耐震診断と補強方法」講習会（一般財団法人・日本建築防災協会主催）
- ・「既存木造住宅の耐震診断・改修」講習会（公益社団法人・大阪府建築士会主催）

③補助対象工事

- ☐建設業法の第3条第1項の許可を受けている者、又は建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた解体工事業者による除却工事であること。
- ☐対象建築物を全て除却する工事であること。
ただし、区分所有建築物の場合は、所有している部分を除却する工事で、復旧工事は含まない。

注意点

※以下の除却工事は補助の対象外となります。

- ① 門塙、フェンス、植栽等
- ② 同一敷地内にある対象外の住宅、附属建築物等
- ③ 同一敷地内にある駐車場、駐輪場等
- ④ ①から③の仮設工事費用及び運搬・処理・処分費用
- ⑤ その他、市長が対象外であると認めたもの

④補助金の額

- ☐一戸建ての住宅
 - ・補助対象に係る除却工事費用の23%（ただし、除却工事に要する費用は、39,900円/㎡以内とする。）（上限：30万円）
 - ☐長屋又は共同住宅
 - ・補助対象に係る除却工事費用の23%（ただし、除却工事に要する費用は、39,900円/㎡以内とする。）、かつ戸当たり30万円（上限：200万円）
- ※上記のいずれの建築物も、補助金の額は千円未満切り捨てとなります。

注意点

※補助金交付申請時に添付する見積書は別紙を参考にできる限り詳しく内訳を記載してください。対象外工事は見積もりから除外するか、または内訳を分けてください。

【問い合わせ先】

門真市まちづくり部 建築指導課 開発安全G 06-6902-1231 内線（4056）

別紙

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
仮設工事	木造住宅 部分		m ²			
木造上屋撤去			m ²			
基礎解体	埋戻し含 む		m ³			
鉄骨ガレージ撤去			m ²			対象外
発生材処分費	木材		m ³			
発生材処分費	コンガラ		m ³			
発生材処分費	鉄骨		m ³			対象外
C B 塀撤去			m ²			対象外
植栽撤去			本			対象外
C B 塀処分費			m ³			対象外
植栽処分費			m ³			対象外
その他処分費	エアコン					対象外